

林俊夫・弁護士著 暮らしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989 年 8 月号を読む

マイカー通勤者の事故—会社の損害賠償責任—

1. A (中小企業の社長) 先生、従業員が起こした交通事故について、会社が損害賠償責任を負うことがあるのでしょうか？
B (弁護士) それはケース・バイ・ケースですね。どんな事故ですか。
A 実は、半年程前に、従業員 C がマイカーで通勤中、前方不注意により D という方に怪我をさせてしまったんです。
B その場合、C さんは業務上過失傷害罪(刑法 211 条)の刑事責任がありますが、その刑事処分はどうなりましたか。
A 起訴猶予で済んでいます。
2. B それは良かったですね。民事の賠償責任としては、C さんには不法行為責任(民法 709 条)が成立しますが、会社については使用者責任(民法 715 条)と運行供用者責任(自賠法 3 条)が問題となります。
3. A その使用者責任というのは何ですか。
B 会社の従業員等がその事業の執行について他人に損害を与えた場合に、使用者たる会社が負う損害賠償責任です。
4. A では、運行供用者責任というのは？
B 自己のために自動車を運行の用に供する者が、その運行によって他人の生命・身体を害したときに負う損害賠償責任です。
5. A それで、先日、D 側から会社に対し、この件の損害賠償について話し合いたいという連絡があったんです。C が通勤途上にマイカーで起こした事故についても会社は法的責任を問われるのでしょうか。
6. B 通勤用マイカーの場合でも、その利用形態により会社が賠償責任を負うことがあります。実務上は、その利用形態を大別して 3 つのケースに分けて考えます。
7. A その 3 つのケースというのは何ですか。
B (1)第一は、純通勤用使用といわれるケースです。これは、マイカーを社用に使用せず、自宅と会社の往復だけに使用する場合があります。このケースでは、マイカーは専ら従業員の通勤

の便宜上使用されているにすぎませんから、さっき言った会社の賠償責任も否定されるのが一般です。

(2)第二は、便宜的社用使用といわれるケースです。これは、マイカーを社員の個人的判断によって社用に使用している場合です。このケースでは、会社がマイカーの社用の使用を禁止している場合もあれば、それを黙認している場合もあるので、その具体的事情により、会社の賠償責任が生じることがあります。

(3)第三は、提供的社用使用といわれるケースです。これは、マイカーの社用使用を会社が積極的に奨励している場合です。このケースでは、会社の賠償責任が肯定されるのが一般です。

A なるほど。

8. B Aさんの会社では、Cさんのマイカーに対して維持費等を負担していますか。

A ガソリン代等を負担していますし、特別の手当でも支給しています。

B そうすると、提供的社用使用のケースといえますから、会社が責任を負う可能性が強いと思われる。